

政令第 号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次のように加える。

<p>一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等、同法第十二条の二に規定する除籍謄本等又は同法第二百二十条</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、戸籍法第二百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号への提供</p>
--	---

第一項に規定する戸籍証明書

若しくは除籍証明書

附 則

この政令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 理由

戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、申請等の際し戸籍謄本等その他の書面等の添付を省略することができることとなる措置を定める必要があるからである。